

公募委員 募集

西区のまちづくりを一緒に考えませんか

資料 2-2

西区自治協議会

2/5(土)
まで

西区自治協議会は、区民の皆さんと市との“協働の要”の役割を担うほか、審議機関としての機能も持つ市の附属機関です。区では、各種審議会における女性委員の増加を推進しています。男性だけでなく、女性の皆さんからも多数のご応募をお待ちしています。

募集人数	●人
応募期間	平成29年1月4日(水)～2月3日(金)必着
応募資格	平成29年4月1日現在、西区の区域内に住所があり、満18歳以上で、新潟市の他の附属機関等の委員、市議会議員、市の職員となっていない人 ※ 既に西区自治協議会公募委員を2期務めた人は、応募資格はありません。
西区自治協議会の 所掌事務など	<西区自治協議会の所掌事務> (1) 市長やその他の市の機関による諮問事項を審議し、意見を述べること (2) 地域における重要な計画など、条例で定める区自治協議会の意見を聴かなければならない事項を審議し、意見を述べること (3) 区役所の事務や、市が行う区民及び区域内の諸団体との連携の強化に関することなど、必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に意見を述べること <公募委員の任期> 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 <会議の開催頻度> 毎月2回程度予定(定例会議、部会それぞれ1回ずつ) 会場は西区役所の会議室を予定 <委員報酬> 委員報酬は支給しません。交通費相当の費用弁償があります。
選考方法	西区自治協議会委員の一部で構成する「委員推薦会議」において、提出された作文及び活動歴を審査 ※ 審査の結果は3月下旬頃までに文書でお知らせします。
応募方法	1 必要事項 ①住所、②氏名、③生年月日、④電話番号 ※ 参考様式を地域課窓口及びホームページで配布。 2 作文 テーマ「私の考える西区の課題と自治協議会委員として取り組みたいこと」 (800字以上1,200字以内厳守) ※ 参考様式を地域課窓口及びホームページで配布。 3 活動歴 ※ 所定の様式あり 。地域課窓口及びホームページで配布。 上記1・2・3を下記担当あてに直接持参、メール、郵送またはFAXによりご応募ください。 〒950-2097 西区寺尾東3丁目14番41号 西区役所地域課 企画係 TEL 264-7161 / FAX 269-1650 メール chiiki.w@city.niigata.lg.jp